送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）	一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　開閉所		［略］
［略］	［略］		1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］
［略］	［略］		［略］

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所又は発電設備	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力（水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を付記すること。）及び周波数 3　水力発電所の場合は、使用水量、有効		送電関係一覧図（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。） 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力

［同上］	一　［略］ 二　［略］ （一）　［略］ （二）　［同上］		［略］
［略］	［略］		1～4　［略］ 1　［略］ 2　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　周波数低下による事故の拡大を防止するための遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの（電気鉄道用送電線路に属するものを除く。）の設置 3・4　［略］
［略］	［略］		［略］

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

［同上］	［同上］	［同上］	送電関係一覧図
一　発電所	1　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］		事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力